

第3号様式

<p style="text-align: center;">災害応急対策用 原子力災害保護措置用 規制除外車両事前届出書</p> <p style="text-align: center;">大分県公安委員会 殿</p> <p style="text-align: center;">届出者住所 (電話) 氏名</p> <p style="text-align: center;">年 月 日</p>	<p style="text-align: center;">災害応急対策用 原子力災害保護措置用 規制除外車両事前届出済証</p> <p style="text-align: center;">左記のとおり事前届出を受けたことを証する</p> <p style="text-align: center;">年 月 日</p> <p style="text-align: center;">大分県公安委員会</p>	<p style="text-align: center;">第 号</p>
<p>番号標に表し されている番号</p> <p>車両の用途(緊急輸送を行う車両にあつては品名)又は品名</p>	<p>住所</p> <p style="text-align: center;">() 局 番</p> <p>氏名又は名称</p>	<p>(注)</p> <p>1 災害対策基本法、原子力災害対策特別措置法又は武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律に基づく交通規制が行われたときには、この届出済証を最寄りの警察署、交通検問所等に提出して所要の手続を受けてください。</p> <p>2 届出内容に変更が生じ又は本届出済証を亡失し、滅失し、汚損し、破損した場合には、警察署に届け出て再交付を受けてください。</p> <p>3 次に該当するときは、本届出済証を返納してください。</p> <p>(1) 規制除外車両に該当しなくなったとき。</p> <p>(2) 規制除外車両が廃車となったとき。</p> <p>(3) その他、規制除外車両としての必要性がなくなつたとき。</p>
<p>活動地域</p>		<p>(注) この事前届出書を作成して、当該車両を使用して行う業務の内容を疎明する書類を添付の上、車両の使用の本拠の位置を管轄する警察署に提出してください。</p>

備考 用紙の大きさは、日本産業規格A列4番とする。